

第1編

合併協定項目解説

合 併 協 定 項 目 解 説

目 次	ページ
1 合併の方式	5
2 合併の期日	5
3 新市の名称	5
4 新市の事務所の位置	5
5 財産の取扱い	5
6 議会議員の定数及び任期の取扱い	5
7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	6
8 地方税の取扱い	6
9 一般職の職員の身分の取扱い	8
10 特別職の身分の取扱い	9
11 条例、規則等の取扱い	9
12 事務組織及び機構の取扱い	10
13 一部事務組合等の取扱い(その1)	11
13 一部事務組合等の取扱い(その2)	12
14 使用料、手数料等の取扱い	13
15 公共的団体等の取扱い	14
16 補助金、交付金等の取扱い	15
17 町名・字名の取扱い	15
18 慣行の取扱い	16
19 国民健康保険事業の取扱い	16
20 介護保険事業の取扱い	18
21 消防団の取扱い	19
22 自治会・行政連絡機構の取扱い	19
23 各種事務事業の取扱い	
23 - 1 男女共同参画事業	19
23 - 2 友好都市・国際交流事業	20
23 - 3 電算システム事業	20
新市地域情報化計画 (別掲)	
23 - 4 広報広聴関係事業	20
23 - 5 消防防災関係事業	20
23 - 6 交通関係事業	21
23 - 7 窓口業務	22
23 - 8 保健衛生事業	22
23 - 9 環境衛生事業(その1)	23
23 - 9 環境衛生事業(その2)	23
23 - 10 障害者福祉事業	27
23 - 11 高齢者福祉事業	27
23 - 12 児童福祉事業	28
23 - 13 生活保護事業	29
23 - 14 その他の福祉事業	29
23 - 15 農林水産関係事業	30
23 - 16 商工・観光関係事業	32
23 - 17 建設関係事業	32
23 - 18 上・下水道事業	33
23 - 19 学校教育事業	35
23 - 20 コミュニティ施策	36
23 - 21 社会教育事業	36
23 - 22 情報公開制度	37
23 - 23 その他事業(選挙事務関係)	37
(個人情報保護制度)	37
(地籍調査事業)	38
(会計事務関係)	38
(契約事務関係)	38
(企画関係)	38
[参考資料]	39
24 新市まちづくり計画(概要)	第2編
24 新市地域情報化計画(概要)	第3編

合併協定項目解説

1 合併の方式

川内市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甌村、下甌村及び鹿島村を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併（対等合併）とする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成16年10月12日を目標とする。

新市として、実質的なスタートである平成17年度をスムーズにスタートさせるために設定しました。

3 新市の名称

新市の名称は、^{きつませんだいし}薩摩川内市とする。

4 新市の事務所の位置

- 1 新市の事務所（本庁）の位置については、新庁舎建設までの間は、川内市神田町3番22号とし、支所、出張所の取り扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条に基づき、関係市町村内に置くものとする。
- 2 将来の新市の事務所の位置については、新市成立後、交通の事情、他の官公署との関係など、住民の利便性を考慮し検討するものとする。

交通の事情や官公署の関係及び施設の現状を勘案し、本庁舎は現在の川内市役所とします。将来の本庁舎は、新市において検討します。

5 財産の取扱い

1市4町4村の所有する財産は、すべて新市に引き継ぐものとする。

関係市町村が保有する正の財産、負の財産の全てについて、新市に引き継ぎます。入会林野等についても現状のまま新市に引き継ぎます。

6 議会議員の定数及び任期の取扱い

- 1 新市の議会の議員の定数は34人とする。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第6条第1項の規定を適用し、合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間(4年間)に限り、新市の議会の議員の定数は44人とする。

また、選挙区については、関係市町村の区域ごとに設置し、各選挙区の議員の定数は次のとおりとする。

川内市の区域	25人	樋脇町の区域	4人	入来町の区域	3人
東郷町の区域	3人	祁答院町の区域	3人	里村の区域	1人
上甌村の区域	2人	下甌村の区域	2人	鹿島村の区域	1人

- なお、特例適用後の一般選挙からは、選挙区は設置しない。
- 2 議員報酬の額は、川内市の例により、合併時まで調整する。
 - 3 委員会の種別及び委員数は、新市の議会全員協議会において調整する。

最初の選挙は、旧市町村区域の選挙区ごとに 44 人を選出し、任期は 4 年間になります。次の選挙からは、選挙区を設けず新市域全体で 34 人を選出することになります。

7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

- 1 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおりとする。
 - (1) 新市に川内市・樋脇町・入来町・東郷町・祁答院町の 1 市 4 町の区域、里村・上甑村・下甑村・鹿島村の 4 村を区域とする 2 つの農業委員会を置く。
 - (2) 新市の農業委員会の選挙による委員の定数については、1 市 4 町の区域は 38 人、4 村の区域は 10 人とする。ただし、合併時に農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 3 項の規定を適用し、平成 17 年 4 月 30 日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
 - (3) 選挙区設置等については、新市に移行後、速やかに協議する。
- 2 農業委員会の運営等については、次のとおりとする。
 - (1) 農業委員会の運営については、合併時まで、具体的な調整を行うこととする。
 - (2) 諸証明手数料については、合併時まで、新たに制度等を制定する。

新市の地理的条件により、農業委員会は、1 市 4 町の区域と甑 4 村の区域にそれぞれ設置することになります。

農業委員会の委員は、選挙による委員と選任の委員がありますが、選挙による委員 87 名は、現地調査等の業務を新市に移行後円滑に処理するため、平成 17 年 4 月 30 日まで、在任することになります。選挙による新しい委員は、平成 17 年 4 月 30 日の任期終了までに選挙を行い、1 市 4 町の区域に 38 名、甑 4 村の区域に 10 名それぞれ選出することになります。

選任の委員については、合併と同時に失職するため、新市において農業団体及び議会から推薦をいただくことになります。

8 地方税の取扱い

地方税の取扱いについて、合併年度は 1 市 4 町 4 村の例により、その取扱いを承継し、合併翌年度から新市の取扱いによるものとする。

関係市町村で、差異のあるもの等については、次のとおり調整する。

- 1 個人市民税の均等割については、標準税率 (2,500 円) を採用する。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第 10 条の規定により、合併年度に続く 3 年度間は現行の税率を適用する。

納期については、川内市の例により調整する。ただし、各納期限は、月末とする方向で調整する。

減免については、川内市の例による。

【個人市民税】

均等割：川内市 2,500 円 他町村 2,000 円・・・平成 19 年度まで

＊平成 20 年度からは、2,500 円に統一されます。

所得割：現行のとおりです。

納 期：普通徴収「6・8・11・2 月（4 期）」に平成 17 年度から統一されます。

2 法人市民税の法人税割の税率は、川内市の例により制限税率（14.7%）を採用する。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第 10 条の規定により、合併年度に続く 3 年度間は現行の税率を適用する。

【法人市民税】

均等割：現行のとおりです。

法人税割：川内市 14.7% 他町村 12.3%・・・合併後 3 年間の各法人の事業年度までそれ以降は、14.7%に統一されます。

3 固定資産税の税率については、現行のとおり（1.4%）とする。

減免については、川内市の例により調整する。ただし、減免に関する規定については、合併までに調整する。

納期については、川内市の例により調整する。ただし、各納期限は、月末とする方向で調整する。

【固定資産税】

税 率：1.4% 現行のとおりです。

納 期：「4・7・9・12 月（4 期）」に平成 17 年度から統一されます。

4 特別土地保有税については、川内市、樋脇町、入来町の例により調整する。

【特別土地保有税】

課税客体：川内市・樋脇町・入来町 5,000 m²以上、他町村 10,000 m²以上

＊平成 17 年度からは、「5,000 m²以上」に統一されます。

税 率：現行のとおりです。

＊当分の間は、課税停止となっています。

5 鉱産税は、入来町の例により調整する。

【鉱産税】

新市においても現行のとおりとなります。

6 軽自動車税の税率は、川内市、東郷町の例により調整する。

納期については、川内市の例により調整する。ただし、納期限は、月末とする方向で調整する。

減免、課税免除については、川内市の例により調整する。

非課税の範囲については、地方税法第 443 条によるものとする。

【軽自動車税】

税 率：樋脇町、入来町、祁答院町、里村、上甌村、下甌村、鹿島村で規定されていた「軽自動車 専ら雪上を走行するもの」が平成 17 年度からはなくなります。

他の区分は、現行のとおりです。

納 期：「5月（全期）」に平成17年度から統一されます。

7 市町村たばこ税については、現行のとおりとする。

【市町村たばこ税】 新市においても現行のとおりです。

8 入湯税の税率については、川内市、樋脇町、入来町、祁答院町（100円）の例により調整する。課税免除については、合併までに調整する。

入湯税の充当については、新市において平成17年度分から調整する。

【入湯税】

税 率：現在、川内市・樋脇町・入来町・祁答院町は100円、東郷町・里村は150円となっています。平成17年度からは、100円に統一されます。

9 納税組合及び納税嘱託員制度については、廃止の方向で調整する。

納税組合奨励金及び補助金、納税嘱託員委託料については、新市自治組織への補助制度で調整する。

プライバシー保護の問題や口座振替制度の普及等により、納税組合及び納税嘱託員制度は平成17年度から廃止することになります。

10 個人町（村）民税、固定資産税の納期前納付報奨金については、廃止の方向で調整する。

平成17年度から廃止することとなります。

11 口座振替については、川内市の例により調整し、取扱い金融機関については、合併までに総合的に調整する。

12 納付書の発送方法に差異のあるものについては、郵送を基本にして合併までに総合的に調整する。

9 一般職の職員の身分の取扱い

1 関係市町村の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

2 職員の定数については、関係市町村の現行定数の合計を新市に引き継ぐものとし、市長事務部局、教育委員会事務部局及び議会事務部局等の職員の定数の割り振りについては、合併時に調整するものとする。

なお、合併後は、職員の定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

3 職員の職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し、統一するものとする。

4 職員の給与制度については、国の基準及び類似団体を参考に、給料表の取扱いを含め合併時に調整する。

なお、現職員の現給は保障し、新市において格差の調整を行うものとする。

職員の定数については、新市で直轄事業となる一部事務組合の職員も含めることとなります。職員の給与制度については、国家公務員の制度を基本に調整します。

10 特別職の身分の取扱い

1 常勤の特別職

- (1) 市長、助役、収入役及び教育長の設置・任期等については、各法令の定めるところによる。
- (2) 給与の額は、現行額を基本に合併までに調整する。
- (3) 新市の職務執行者については、関係市町村の長が別に協議して定める。

2 非常勤の特別職（議員、消防団員を除く。）

- (1) 教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会の設置及び委員の数・任期等については、各法令の定めるところによる。
報酬の額は、現行報酬額を基本に合併までに調整する。
- (2) 農業委員会委員の報酬額については、現行報酬額を基本に合併までに調整する。
- (3) 新市において引き続き設置する必要のある各種附属機関等の委員の数、任期、報酬額については、現行の制度を基本に合併までに調整する。

新設合併の場合、市町村長、助役、収入役、各種審議会の委員等の特別職は、失職することになり、新市での選任等については、次のようになります。

職務執行者（新市長誕生までの間）：合併前に関係市町村の長が協議し、関係市町村の長の中から互選により定めることとなります。

市長：合併後50日以内に選挙を行い、選出されます。

助役、収入役：新市長誕生後、市議会の同意を得て、選任することとなります。

教育長：新市で新たに教育委員が選任されるまでの間、臨時の教育委員会を設置し、互選により教育長を定めます。新市の正規な教育委員は、合併後新市長が議会に教育委員の人事を提案し、同意を得て選任されます。教育長は、互選により定められます。

選挙管理委員：新市で新たに選挙管理委員が選任されるまでの間、暫定的に選挙管理委員会を設置します。新市の正規な選挙管理委員は、合併後最初の議会において選挙により選任されます。

公平委員：新市の公平委員は、合併後最初の議会で同意を得て、選任されます。

監査委員：新市の監査委員は、合併後最初の議会で同意を得て、選任されます。

固定資産評価審査委員：新市で新たに固定資産評価審査委員が選任されるまでの間、暫定的に固定資産評価審査委員会を設置します。新市の正規な固定資産評価審査委員は、合併後最初の議会で同意を得て、選任されます。

11 条例、規則等の取扱い

条例、規則等の取扱いについては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業の調整方針に基づき、新市における事務事業に支障がないよう次の区分により整備するものとする。

- 1 合併時に即時制定し、施行させる必要があるもの。
- 2 合併後、暫定的に施行させる必要があるもの。

3 合併後、逐次制定し、施行させるもの。

条例規則等の制定については、職務執行者の専決処分によるもの、新市の最初の議会で議決するもの、随時議決するものがあります。

12 事務組織及び機構の取扱い

- 1 本庁については、「新市の事務所の位置」により、現川内市役所とする。
- 2 現川内市役所を除く現在の各町村役場をそれぞれの行政区域を所管する支所とする。また、合併前に設置されている関係町の支所、出張所については、出張所とし、現行のまま存続する。
- 3 支所の組織については、住民のサービス低下を招かないよう配慮し、一部管理部門を除いた総合的な業務を所掌する支所とする。
- 4 教育委員会等各行政委員会については、各関係法令に基づき整備するものとする。
- 5 関係市町村内におかれている附属機関等は、原則として統合するものとする。
なお、独自におかれているものについては、その地域性など実態を考慮し整備するものとする。
- 6 関係市町村における類似施設については、市民がわかりやすく、かつ、新市の一体感の醸成と広報時等の利便性の向上を図るため、その呼称を統一する。
- 7 新市における事務組織・機構の整備方針については次のとおりとする。

【新市における事務組織・機構の整備方針】

(1) 基本方針

- ① 住民自治を確立し、住民福祉の向上を図る組織・機構
- ② 市民に分かりやすく利用しやすい組織・機構
- ③ 市民の声を適正に反映することのできる組織・機構
- ④ 運営の合理化を図り効率的な組織・機構
- ⑤ 新市まちづくり計画を円滑に遂行できる組織・機構
- ⑥ 指揮命令系統が簡素で明確な組織・機構
- ⑦ 地方分権に柔軟に対応できる組織・機構
- ⑧ 新たな行政課題に速やかに対応できる組織・機構

(2) 合併時の機能

本庁は、新市全体に係る政策、施策、総合的な調整事務、管理事務及び支所の所管する区域以外の市域に関する事務及び地域振興策を所掌する。

支所は、一部の管理部門を除き、所管する行政区域の事務の全般を掌る総合行政機関であるとともに、地域振興の拠点として、所管区域の事務及び地域振興策を所掌する。

新市における地域振興策の企画立案並びに新市まちづくり計画の実現については、本庁及び支所が一体となり、市民と協働して進めるものとする。

事務組織・機構については、合併直前まで調整作業を行うこととなります。

現在の事務組織・機構（案）は、40・41ページに掲載してあります。

旧町村の役場は、支所となりますが、窓口業務等はこれまでどおり各支所で行われます。出張所もこれまでどおり置かれ、取扱い業務に変更はありません。

また、新市において公共的施設等の呼び方を統一します。（51ページ参照）

13 一部事務組合等の取扱い(その1)

- 1 川内地区消防組合、西薩衛生処理組合、甑島衛生管理組合、上甑島バス企業団については、組合構成団体が合併関係市町村に全て含まれるため、消滅することとなる。よって、合併の日に全ての事務、財産及び職員を新市に引き継ぎ、直轄事業として実施する。
- 2 祁答院地区消防組合の構成団体である祁答院町は、合併の日の前日に当該組合を脱退し、新市の直轄事業として行う。財産及び職員の取扱いについては、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。

【消防業務】

新市では、消防局を設置し、9市町村全域を対象に業務を行うこととなります。旧祁答院町区域については、分署を設置するとともに消防車、救急車を配備し、業務に支障がないよう配慮します。また近隣の消防本部や市町村とは相互応援協定を締結する方向で調整します。

- 3 祁答院地方卸売市場管理組合の構成団体である入来町、祁答院町は、合併の日の前日に当該組合を脱退する。財産の取扱いについては、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。

解散することとなりますが、祁答院地方卸売市場は今後も存続しますので、これまで市場を利用されてきた出荷者、仲買人などの皆様はこれまでどおり利用できます。

- 4 鹿児島県市町村自治会館管理組合、鹿児島県町村議会議員公務災害補償等組合、鹿児島県町村非常勤職員公務災害補償等組合、鹿児島県町村交通災害共済組合、鹿児島県離島緊急医療対策組合については、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併の日の前日に組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。
- 5 鹿児島県市町村消防補償等組合については、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併の日の前日に組合から脱退し、直轄事業として実施する。財産の取扱いについては、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。
- 6 鹿児島県町村職員退職手当組合については、当該組合及び構成団体の協議を行い、関係町村は、合併の日の前日に当該組合から脱退する。新市の当該組合への加入については、合併までに調整する。
- 7 土地開発公社については、次のとおりとする。
 - (1) 川内市土地開発公社は、定款変更により新市の土地開発公社として存続し、財産等を引き継ぐものとする。
 - (2) 鹿児島県町村土地開発公社樋脇町支社、東郷町支社、里村支社、上甑村支社、下甑村支社、鹿島村支社及び祁答院地区土地開発公社祁答院町支社は、合併の日の前日までに鹿児島県町村土地開発公社及び祁答院地区土地開発公社を脱退し、解散する。各支社の財産等は、新市の土地開発公社へ引き継ぐものとする。
 - (3) 入来町土地開発公社は、合併の日の前日までに解散する。財産等については、新市の土地開発公社へ引き継ぐものとする。

現在の川内市土地開発公社を新市の土地開発公社とし、他の土地開発公社を引き継ぎ、新市に一つ設置します。

- 8 財団法人 川内市民まちづくり公社、川内川多目的取水管理組合については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 9 川内市立視聴覚ライブラリーについては、現行のまま新市に引継ぎ、現在、事務委託している東郷町、樋脇町は合併の日の前日までに委託契約を解除する。
甌島地区視聴覚教育協議会は、合併の日の前日までに解散する。
入来町及び祁答院町は、祁答院地区視聴覚教育協議会から合併の日の前日までに脱退する。

現在の川内市立視聴覚ライブラリーを、新市の視聴覚ライブラリーとし、8町村の生涯学習センター（現在の中央公民館）と連携して、業務の推進を図ります。

- 10 鹿児島県人事委員会に事務委託している4町4村の公平委員会事務については、合併の日の前日をもって、鹿児島県との「公平委員会の事務の委託に関する規約」を廃し、新市において合併の日に公平委員会を設置する。
- 11 肥薩おれんじ鉄道株式会社、株式会社遊湯館、株式会社甌産業振興公社、株式会社東郷温泉ゆったり館については、出資等の財産について、新市に引き継ぎ、管理運営については、現行のとおりとする。

13 一部事務組合等の取扱い（その2）

- 1 薩摩郡東部衛生処理組合の取扱いについては、当該組合及び構成団体と次により協議するものとする。
薩摩郡東部衛生処理組合の構成団体である入来町・祁答院町は、合併の日の前日に当該組合を脱退し、新市の直轄事業とする。
財産及び職員の取扱いについては、合併までに調整する。
- 2 串木野樋脇清掃組合の構成団体である樋脇町については、合併の日の前日に当該組合を脱退する。当該組合は、組合構成団体が1団体となるため解散することになる。
新市における旧樋脇町の区域は合併の日に串木野市に委託することとし、委託料の額及び財産の取扱いについては当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。
- 3 川薩地区介護保険組合の取扱いについては、当該組合及び構成団体と次により協議するものとする。
川薩地区介護保険組合については、合併の日の前日に解散し、合併の日に全ての事務を新市及び宮之城町、鶴田町、薩摩町に引き継ぎ直轄事業とする。
財産の取扱いについては、合併までに調整する。

【主な税務証明手数料】

(単位：円)

種 別	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甑村	下甑村	鹿島村	新市
資産証明	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
所得証明	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
課税証明	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
納税証明	200	200	200	200	200	200	200	100	200	200
評価証明	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
公課証明	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
住宅用家屋証明	1,200	200	1,200	950	200	1,300	1,300	1,300	1,300	1,200

15 公共的団体等の取扱い

【関係市町村内の団体等】

関係市町村内にある公共的団体等の取扱いについては、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら統合整備に努めるものとする。

- 1 複数の関係市町村で共通の目的を有する団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。
- 2 1の団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。
- 3 1の団体で、実情により統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとする。
- 4 1. 2. 3以外は、現行のとおりとする。
- 5 ただし、整理できる団体は、廃止の方向で調整に努めるものとする。

【関係市町村外の団体等】

関係市町村外にある公共的団体等の取扱いについては、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議し調整に努めるものとする。

- 1 複数の関係市町村で共通の目的を有し加入している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。

- 2 1の団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。
- 3 1の団体で、実情により統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとする。
- 4 1. 2. 3以外は、新市においても現行のとおり加入するものとする。
- 5 ただし、整理できる団体は、脱退の方向で調整に努めるものとする。

公共的団体については、新市の「速やかな一体性確保」の観点から、4月以降その統合へ向けて調整を行うこととしております。

なお、社会福祉協議会については、新市に1つの定めがあり、平成16年10月12日統合へ向けて現在協議が行われています。

16 補助金、交付金等の取扱い

補助金、交付金等については、これまでの経緯、実績等に配慮しつつ、関係団体の理解と協力を得て、次のとおり調整するものとする。

- 1 同一あるいは同種の補助金等については、原則として統合する。
- 2 独自の補助金等については、他の補助金等との均衡を考慮しながら、必要性や内容等を調整する。
- 3 整理統合できる補助金等については、統合、廃止する。

なお、新市においても、公共的な必要性・公平性・有効性等の観点から、引き続き見直しを行う。

自治会、地区への補助金については、旧市町村での交付内容を整理し、総合的な補助制度を確立します。

各種団体等への補助金については、団体等の統合の状況を見ながら制度の再編を図ります。

各種事業補助金については、その制度内容を精査し、これまでの実績等を考慮しながら、調整を進めます。

17 町名、字名の取扱い

町名・字名の取扱いについては、地域の歴史や文化の継続性、住民生活への影響等に配慮するとともに、地域住民の意向を尊重し、次のとおり調整するものとする。

- 1 川内市については、現行のとおりとする。
- 2 樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町については、従前の町名を従前の大字に冠したのもをもって、大字とする。
- 3 里村、上甌村、下甌村、鹿島村については、従前の村名を町名とし、これを従前の大字に冠したのもをもって、大字とする。

新市の住所表示は、次のとおりです。

市町村名	大字の数	現在の住所表示例	新市の住所表示例
川内市	65	川内市 神田町 -	市 神田町 -
樋脇町	3	薩摩郡樋脇町 塔之原 番地	市 樋脇町塔之原 番地
東郷町	6	薩摩郡東郷町 斧淵 番地	市 東郷町斧淵 番地
入来町	2	薩摩郡入来町 浦之名 番地	市 入来町浦之名 番地
祁答院町	4	薩摩郡祁答院町 下手 番地	市 祁答院町下手 番地
里村	1	薩摩郡里村 里 番地	市 里町里 番地
上甌村	7	薩摩郡上甌村 中甌 番地	市 上甌町中甌 番地
下甌村	5	薩摩郡下甌村 手打 番地	市 下甌町手打 番地
鹿島村	1	薩摩郡鹿島村 蘭牟田 番地	市 鹿島町蘭牟田 番地
計	94		

上記は、表示例です。他の町名、大字名も例のように表示されることになります。

18 慣行の取扱い

- 1 市章、市の木、市の花、市の鳥、市歌、市民憲章については、新市に移行後、速やかに制定する。
- 2 宣言については、新市に移行後、1年以内を目処に調整する。
- 3 名誉市民表彰、市民表彰、功労者表彰については、合併時に、川内市の制度を基本に調整する。
ただし、すでにその称号を贈られている名誉市町村民については、この名誉を新市に引き継ぐ。

市章等については、新市のシンボリックなものであり、合併後の記念行事等のスケジュールを検討し、新市において制定します。

19 国民健康保険事業の取扱い

- 1 国民健康保険税の取扱いについて、合併年度は1市4町4村の例により、その取扱いを承継し、合併翌年度から新市の取扱いによるものとする。
関係市町村で、差異のあるもの等については、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 賦課方式、税率については、新市において国民健康保険事業の円滑な運営が図られるよう医療費の動向を見ながら合併までに調整する。
※ 税率については、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を適用し、1市4町2村（川内市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、上甑村、里村）の税率と2村（下甑村、鹿島村）の税率の2通りの税率による不均一課税とし、平成17年度から3年間適用する。
この間における賦課方式については、4方式を基本に税率の算定と併せて調整する。
 - (2) 賦課限度額、軽減割合、納税義務の発生・消滅に伴う賦課については、関係市町村全て同じのため、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
 - (3) 賦課期日、納期、減免については、川内市の例により調整する。ただし、各納期限は、月末とする方向で調整する。
 - (4) 納付書の発送方法については、郵送を基本にして合併までに総合的に調整する。

【国民健康保険税の現況（平成13年度）】

（単位：円）

	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甑村	下甑村	鹿島村
1人当税額 (医療分)	56,852	57,542	54,854	57,564	44,134	46,777	47,654	35,878	34,712
1人当税額 (介護分)	13,694	13,262	14,697	14,066	17,993	12,619	12,427	10,265	10,512

【新市】

税率：平成17年度からの税率については、医療費の動向により調整します。

課税：平成17年度～平成19年度は、1市4町2村（川内市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、上甌村、里村）の税率と2村（下甌村、鹿島村）の税率の2通りの税率による不均一課税となります。平成20年度からは、統一されます。

*賦課方式については、現在全市町村が採用しています4方式（所得割・資産割・均等割・平等割）を基本に調整します。

- ・賦課限度額（医療分）：530,000円
 - ・賦課限度額（介護分）：80,000円
 - ・応益割の軽減：7割・5割・2割
 - ・賦課期日：毎年4月1日（仮賦課なし）に平成17年度から統一されます。
 - ・納期：「7・8・10・11・1・2月（6期）」に平成17年度から統一されます。
- } 現行のとおりです。

2	<p>保険給付関係事業で、関係市町村で差異のあるものについては、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 国保財政調整基金は、市町村によって基金残高にかなりの差があるため、適切な額を持ち寄るなどの調整をする。また、基金については、合併時に、新たに制度を制定する。</p> <p>(2) 国民健康保険運営協議会の委員の定数及び報酬については、合併までに調整する。</p> <p>(3) 高額医療費貸付事業は、支払い基準を統一し、川内市の例により調整する。</p> <p>(4) 各種検診補助は、市町村によって差異があるため、新市において速やかに調整する。</p> <p>(5) 出産・葬祭に関する給付は、甌島4村との差異があり、合併時に、川内市の例により調整する。</p>
---	---

【国民健康保険給付の現況】

（単位：千円）

	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村
国保財政調整基金 (平成14年度末)	2,029	107,014	82,972	171,362	222,734	25,800	48,061	56,314	0
葬祭費	20	20	20	20	20	10	10	10	7
出産育児一時金	300	300	300	300	300	300	300	300	300

【新市】

国保財政調整基金：平成16年9月補正後の保有額を持ち寄ることとなります。

葬祭費：合併時に川内市の例（20,000円）に統一されます。

出産育児一時金：全市町村同じのため、現行のまま（300,000円）引き継がれます。

20 介護保険事業の取扱い

- 1 介護保険料は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、第3次事業計画（平成18年度）から統一調整する。
- 2 介護保険低所得者利用者負担軽減対策補助の内、ホームヘルプサービスで単独事業は新市に移行後、速やかに調整を図る。
- 3 介護保険高額貸付事業は、基金額や要件に差異があり、合併時に、川内市の例により調整する。
- 4 介護保険事業計画の策定・見直し関係事務は、合併時に、新たな制度等を制定する。
- 5 介護保険財政調整安定化基金については、基金の借入額や償還年限が異なっているが、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 6 介護保険基金関係事務は、現行のまま新市に引き継ぐ。

【介護保険事業の現況】

（単位：円）

		川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村
保険料額の第3 段階（基準額）	年	54,000	45,600	50,400	48,000	46,800	44,400	43,440	30,000	46,752
	月	4,500	3,800	4,200	4,000	3,900	3,700	3,620	2,500	3,896
高額貸付事業基金 （平成14年度末）	千円	千円		0	0	0	0	0	0	0
介護給付費準備基金 （平成14年度末）	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
		2,001	1,807	0	0	0	5,418	0	16,229	2,000

【新市】

保険料額：平成17年度までは、現行のとおりです。平成18年度からは平成17年度策定の「介護保険事業計画」策定時に設定します。

基金関係：平成16年9月補正後の保有額を持ち寄ることになります。

21 消防団の取扱い

- 1 消防団については、合併までに統合し、分団等の組織は各地区の状況に応じて調整する。指揮命令系統についても、合併までに調整する。
- 2 消防団員については、新市の消防団員として引き継ぐ。
- 3 消防団施設、設備等については、現行のまま新市に引継ぎ、新市において施設整備計画を策定する。
- 4 消防団員の報酬、手当等、被服貸与、任免、表彰制度については、合併までに調整する。
- 5 消防団の諸行事については、地域の実情を考慮し、合併までに調整する。
- 6 消防団無線については、現有施設を利用した連絡体制とし、合併後3年以内を目処に調整する。
- 7 消防団に関係する公共的団体については、公共的団体等の取扱いによる。
- 8 消防団に関係する補助金については、補助金・交付金等の取扱いによる。

消防団は、新市で1つの消防団となり、その組織については、消防力の基準や地域性を考慮し、分団の統合を含め、合併までに調整します。

消防団は、新市の消防局で所管することとなります。
現在の組織（案）は、42ページに掲載してあります。

22 自治会・行政連絡機構の取扱い

自治会・行政連絡機構（公民会、自治公民館、小組合、常会、公民館、区）組織については、名称を自治会に統一し現行のまま新市に引き継ぎ、新市まちづくり計画に基づく地区コミュニティ協議会制度を導入する。

基礎的な住民自治組織の名称は各市町村によって、これまで公民会、自治公民館、小組合、常会、公民館、区と呼ばれてきましたが、合併時からは「自治会」に統一されることとなります。

〇〇公民会
△△小組合
◇◇常会
など
} → 〇〇自治会

また、新市の65地区を基本として、「地区コミュニティ協議会」を設置し、市民が主体となった地区づくりを推進します。（小学校校区で設置される場合もあります。）

地区コミュニティ協議会のイメージは、57ページに掲載してあります。

旧市町村における各自治会や校区への補助金については、総合的に調整されます。

23 各種事務事業の取扱い

23 - 1 男女共同参画事業

条例制定・基本計画策定に関することについては、川内市のみの取り組みであるため、川内市の条例・基本計画を基に新市において新たに条例を制定し、速やかに基本計画を策定する。

23 - 2 友好都市・国際交流事業

- 1 友好都市交流については、締結自治体と合併前に協議し、新市に移行後、速やかに調整する。
- 2 国際交流団体（協会等の活動状況）については、新市に移行後、速やかに調整する。
- 3 国際交流員等招致事業については、合併時に、新たに制度等を制定する。

川内市と入来町が取り組んでいる中国「常熱市」^{じょうじゅくし}、「馬陸鎮」^{まるちん}との友好都市交流は新市において継続して実施します。

国際交流関係団体については、新市に一つの団体を設置する方向で調整します。

23 - 3 電算システム事業

電算システム事業については、住民サービスの低下を招くことのないよう最善の配慮のもとで合併と同時に統合したシステムが稼働できるように調整する。

地域情報化及び電子自治体に的確に対応した必要なシステムの構築等、環境整備を図るものとする。

電算システムについては、合併時に、住民サービスを低下させないよう本庁と支所・出張所を結ぶネットワークの構築と統合を進めます。

また、新市は極めて広大で島しょ部もあることから、情報化による市民の利便性の向上が図られるよう取り組みます。

新市地域情報化計画については、別添の概要版をご参照ください。

23 - 4 広報広聴関係事業

1 広報広聴

(1) ご意見箱については本庁と各支所に設置することとし、合併時に川内市の例により調整する。

(2) 市政モニター制度については、合併時に新たな制度として制定する。

2 市政対話集会については、新市に移行後速やかに調整する。

3 広報（広報紙発行）については、合併時に新たな制度等を制定する。（新たな広報紙として月2回発行する。）

ご意見箱、市制モニター制度、市政対話集会などの広聴活動を充実し、市民の幅広い意見を市政に活かします。

新市の広報紙は、月2回発行することとします。

また、新市を広くPRすることと市民への情報提供を進めるため、合併と同時に新市のホームページを開設します。

23 - 5 消防防災関係事業

1 地域防災計画については、合併までに原案を策定し、平成16年度中の県の承認を目指す。

2 防災会議、防災組織、災害対策本部については、合併までに体制を整備する。

3 自主防災組織については、現行のまま新市に引継ぎ、新市において新たな組織の結成を推進する。

4 防災行政無線については、次のとおりとする。

(1) 同報系については、合併後速やかに本庁・支所間を結ぶ一斉放送ができる体制を確立する。ただし、それまでの間は、現有施設の有効利用による広報体制をとる。

(2) 移動系については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、3年以内に基地局を整備し、その他については随時整備する。

5 原子力防災計画については、川内市の例により、平成16年度中の県の承認を目指す。

- 6 応援協定については、現行のまま新市に引き継ぎ、関係機関と総合的に調整する。
- 7 常備消防の体制及び消防通信・無線については、川内地区消防組合の体制等を基本に合併までに調整する。
- 8 消防計画については、合併までに策定する。
- 9 消防施設整備計画（常備消防分）については、現行の整備計画を新市に引き継ぎ、新たな整備計画を3年以内に策定する。
- 10 防犯組合連合会については、新市に移行後速やかに調整する。

消防防災体制の整備は、市民の生命及び財産を守るために直接関わるもので合併と同時にスタートできるようその体制を確立します。

現在ある自主防災組織については、現行のまま新市に引き継ぎ、新市においても新規自主防災組織結成へ向けて取り組みます。

防災行政無線については、現有施設の有効利用を図りながら、1年以内程度を目処に一斉放送ができる体制を確立します。また、未整備の町村への設置及び既存設備の改修については、多額の費用を必要とするため、年次計画により進めることとします。

【既存設備の状況】

- 防災行政無線：川内市（戸別一部未整備）、入来町、東郷町、祁答院町、上甑村、下甑村、鹿島村
- オフトーク通信：里村
- 有線放送：樋脇町

23 - 6 交通関係事業

- 1 1市4町で実施している巡回バス・乗合タクシー運行事業については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- 2 川内市で実施している均一運賃バス運行事業については、新市に移行後、新たな制度等を検討する。
- 3 甑島で実施している自動車運送事業については、新市に引き継ぐものとし、運営方法等については、鹿島村送迎事業を含め、下甑村自動車運送事業及び上甑島バス企業団との協議を行い、合併時に、新たな制度等を制定する。

巡回バスについては、新市域内での交通体系を確立し、市民の利便性の向上を図ります。

- 川内市：くるくるバス 樋脇町：ゆうゆうバス 入来町：乗合タクシー
- 東郷町：ゆったりバス 祁答院町：祁答院バス

甑島地域の、2つのバス事業は、新市の上甑バス事業所・下甑バス事業所（鹿島含む。）とします。

- [里村・上甑村：上甑島バス企業団、下甑村：下甑村自動車運送事業]

23 - 7 窓口業務

窓口業務の取扱いについては、新市の組織体制と調整を図り、住民サービスの低下を招かないことを原則として、調整に努めるものとする。

本庁及び各支所において住民サービスの低下を招かないよう合併と同時にこれまでどおりの業務を行います。

なお、昼窓や休日の窓口業務についてもこれまでどおり各支所で行うこととします。

23 - 8 保健衛生事業

- 1 無料巡回診療は、新市に移行後も当分の間は現行のとおりとし、実施方法等について随時調整する。
- 2 在宅当番・緊急医療情報提供実施事業は、現行のまま新市に引き継ぐこととする。
- 3 川内市の湯田、西方、高江、久見崎及び寄田地区の定時開設診療所並びに祁答院町黒木診療所及び祁答院診療所は、現行のまま新市に引き継ぐこととする。
- 4 甌島4村の国保直営診療所、へき地診療所及び国保直営歯科診療所は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、運営方法等について随時調整する。
- 5 病院群輪番制事業（共同利用型病院運営事業）は、二次救急医療を確保するため、現行の実施体制を新市に引き継ぐこととする。
- 6 医療従事者等育成支援事業は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、対象者、奨学資金等について随時調整する。
- 7 食生活改善推進員協議会は、組織の統合、活動内容、活動補助金等について、新市に移行後、速やかに調整する。
- 8 健康づくり推進協議会は、現組織を統合し、新市で一体的、合理的な活動を行うこととする。ただし、委員の任期、活動の内容等は新市に移行後、速やかに調整する。
- 9 保健センターは、1市4町2村に設置されており、今後も地域保健活動の拠点として管理を行うこととするが、運営方法、維持管理等については、新市に移行後、速やかに調整する。
- 10 三者医療協議会及び歯科医療問題協議会は、協議会の運営、構成員等について、新市に移行後、速やかに調整する。
- 11 基本健康診査、各種ガン検診、C型肝炎ウイルス検診、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診及び腹部超音波検診は新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、健診(検診)体制及び検査項目等について、健診(検診)委託先等関係機関と協議のうえ、随時調整する。

- 12 集団で行う乳幼児健康診査の健診体制及び内容等は新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、実施方法等について随時調整する。
- 13 精密健康診査は、合併時に川内市の例より調整する。
- 14 個別検診の内容等は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、実施方法等について随時調整する。
- 15 乳幼児歯科健康診査の健診体制及び内容等は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、対象児年齢、フッ素塗布に係る徴収金等含めて随時調整する。
- 16 結核予防事業及び予防接種事業は、新市に移行後、速やかに調整する。ただし、委託料、自己負担金については、委託先等関係機関と協議のうえ、合併時まで調整する。
- 17 女性の健康促進事業は、新市に移行後、速やかに調整する。

各市町村の診療所等については、現行のまま新市に引き継ぎます。なお、甑4村の診療所等については、診療科目の充実など改善する方向で調整を進めます。

各種健診等については、基本的に現行の健診体制等を引継ぎ実施することとします。なお、実施方法や自己負担金等については、健診の委託先など関係機関と協議のうえ調整します。

23 - 9 環境衛生事業（その1）

- 1 各市町村が有する最終処分場は、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 2 衛生自治団体連合会は、新市に移行後、速やかに調整する。
- 3 環境審議会は、合併時に新たに制度等を制定する。
- 4 環境に関する計画(環境基本計画)は、川内市の例を基本として、合併後3年以内を目処に策定する。
- 5 環境美化推進は、合併時に川内市の例により調整する。
- 6 火葬場は、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 7 公営の墓地は、現行のまま新市に引き継ぐ。

新市では、4ヶ所の火葬場（葬斎場）を有することになります。

川内市葬斎場やすらぎ苑・上甑島火葬場・下甑村火葬場・鹿島村葬斎場

23 - 9 環境衛生事業（その2）

- 1 し尿処理関係
 - (1) し尿汲取手数料及び地元との連絡調整は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし随時調整する。
 - (2) し尿処理施設の整備については、現行のまま新市に引き継ぐ。
 - (3) 一般廃棄物処理業許可証交付手数料及び同再交付手数料並びに浄化槽清掃業許可証交付手数料及び同再交付手数料は、合併時に川内市の例により調整する。
 - (4) 西薩環境センター対策委員会運営補助金は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
 - (5) し尿・浄化槽汚泥等の収集処理計画及びし尿収集・浄化槽清掃業の許可については、合併時に新たに制度等を制定する。

(6) 投入手数料、し尿・浄化槽汚泥等の収集・処理業務、し尿処理施設の管理、し尿収集区域の指定及び海洋投入処分については、関係一部事務組合の調整方針に基づき、調整するものとする。

【し尿汲取り手数料等の現況】

(単位：円)

西薩衛生処理組合			薩摩郡東部衛生処理組合		里村	上甌村	下甌村	鹿島村
川内市	樋脇町	東郷町	入来町	祁答院町				
90ℓまで、780円 90～180ℓまで、1,100円 180ℓを超える場合、18ℓ増すごとに110円を加算(消費税外税)			10ℓにつき70円		1トンにつき7,000円	1ℓにつき7円	1ℓにつき7円	1ℓにつき7円

し尿汲取り手数料については、1市4町の区域は、現行の西薩衛生処理組合管内の料金で収集を行うこととし、また、甌島地域については、従前の料金で収集を行うこととしております。

なお、浄化槽管理及び清掃料金については、従来どおり浄化槽の設置者と各許可業者との契約により業務内容、料金が決定されます。

2 ごみ処理関係

- (1) 一般廃棄物処理計画は、合併時に新たに制度等を制定する。
- (2) 県外廃棄物搬出事業は、合併時に新たに制度等を制定する。
- (3) 川内市クリーンセンター内最終処分場、最終処分場(計画、設計、実施)及びごみ処理施設の整備については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (4) 地元との連絡調整は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- (5) 川内市クリーンセンター地域振興補助金は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- (6) 一般家庭用ごみ袋販売委託は、新市に移行後速やかに調整する。
- (7) 廃棄物処理手数料、ごみの収集方法等、ごみの資源化及び特定家庭用機器廃棄物収集運搬手数料は、関係一部事務組合等の調整方針に基づき、調整するものとする。

【廃棄物処理手数料等の現況】

(単位：円)

川内市クリーンセンター		串木野樋脇環境センター	薩摩東部環境センター		甌島衛生管理組合			
川内市	東郷町	樋脇町	入来町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村
市・町が収集する一般廃棄物は無料 【直接搬入】100Kg未満300円(事業系は600円)、100Kg以上100Kg増すごとに300円加算(事業系は600円加算)		町が収集する一般廃棄物は無料 【直接搬入】100Kgまで200円 100Kg増すごとに200円加算 消費税加算	業者が収集するステーションの一般廃棄物は無料 【直接搬入】50Kgまで200円 50Kg増すごとに100円加算		住民が排出する一般廃棄物は無料。事業所から搬出される一般廃棄物は、100Kg未満300円、100Kg以上100Kg増すごとに100円加算(消費税加算)		産廃 1tにつき600円(消費税加算)	—

廃棄物処理手数料について、1市4町の区域は川内市の例により調整することとし、甌島地域については、甌島衛生管理組合の例により調整します。

※川内市クリーンセンターの【直接搬入】()は、平成16年4月1日から

【ごみの収集方法等の現況】

区 分		川 内 市	樋 脇 町	入 来 町	東 郷 町	
収集体制		委 託	委 託	委 託	委 託	
収集方式		ステーション方式	ステーション方式	ステーション方式	ステーション方式	
収 集 方 法	可燃ごみ	784箇所	156箇所	122箇所	82箇所	
		週2回 (一部週1回)	3ブロックに分けて週2回	週2回	週2回(月・木、火・金の2地域)	
	不燃ごみ	444箇所	91箇所を4ブロックに分けて2月に1回	82箇所	82箇所	
		月1回		2ブロックに分けて月1回	月1回(第1~第4水曜日の4地域)	
	粗大ごみ	直接搬入		直接搬入	直接搬入	直接搬入
		—		—	—	—
資源ごみ	388箇所	85箇所	77箇所	44箇所		
	月1回 (プラ類は月2回)	4ブロックに分けて月1回	2ブロックに分けて月2回	月1回(プラ類は月1~2回)		
祁答院町		里 村	上 甌 村	下 甌 村	鹿 島 村	
委 託		甌島衛生管理組合	甌島衛生管理組合	直 営	委 託	
ステーション方式		ステーション方式	ステーション方式	ステーション方式	ステーション方式	
66箇所		34箇所	33箇所	70箇所	7箇所	
週2回		週3回	週3回	週2回	週2回	
45箇所		34箇所	33箇所	—	7箇所	
月1回		月1回	月1回	—	月2回	
直接搬入		直接搬入	直接搬入	70箇所	1箇所	
—		—	—	年2回	年2回	
34箇所		34箇所	33箇所	70箇所	7箇所	
月2回		月2回	月2回	月2回	月4回	

ごみの収集方法及び資源ごみの分類について、1市4町の区域は、原則として川内市の例により調整することとし、甌島地域については、当分の間現行のとおりとし、3年後を目途に新市全域で統一されたごみの収集方法及び資源ごみの分類に調整することになります。

指定ごみ袋については、平成17年4月1日から、規格と値段を統一した可燃ごみ用の袋と不燃ごみ用の袋を導入することとしています。

3 火葬関係

火葬場（火葬料）については、合併時に新たに制度等を制定する。

【火葬料の現況】

（単位：円）

川内市			薩摩郡東部衛生処理組合			甑島衛生管理組合		
区分	火葬料		区分	火葬料		区分	火葬料	
	市内	市外		管内	管外		加入 村内者	加入 村外者
満13歳 以上1体	3,000円	25,000円	満13歳 以上1体	5,000円	20,000円	満13歳 以上1体	5,000円	10,000円
満13歳 未満1体	2,000円	20,000円	満13歳 未満1体	3,000円	13,000円	満13歳 未満1体	4,000円	8,000円
死産児1胎	1,000円	10,000円	死産児1胎	1,500円	8,000円	死産児1体	2,500円	4,000円
改葬骨1棺	3,500円	10,000円	改葬骨及 び人体の 一部切断 物1件	1,500円	8,000円	改葬遺骨 1件	2,500円	4,000円
産汚物類 5kg以内	700円	1,300円	産汚物1件	500円	2,000円	産汚物1件	1,000円	2,200円
	超過重量 1kg当り 100円	超過重量 1kg当り 200円						

下甑村			鹿島村		
区分	火葬料		区分	火葬料	
	村内	村外		村内	村外
満12歳 以上1体	5,000円	普通使 用料の 5割増	満13歳 以上1体	10,000円	20,000円
満12歳 以下1体	4,000円		満12歳 以下1体	4,500円	9,000円
死産児1胎	3,000円		死産児1体	7,000円	
改葬骨1棺	3,000円		改葬遺骨 1件	7,000円	

火葬料については、使用形態が同じであり、受益者負担の公平性等を勘案し、合併時に統一した火葬料で調整します。

4 環境衛生事業に関する公共的団体については、公共的団体の取り扱いによる。

23 - 10 障害者福祉事業

障害者福祉事業については、国等の制度に基づき実施している事業は、引き続き推進するとともに、障害者の自立と社会参加にかかる事業等は、統合又は再編し充実に努めるものとする。

個別調整方針案については、次のとおりとする。

- 1 現行のまま新市へ引き継ぐ。
 - (1) 障害児育成会補助
 - (2) 身体障害者・知的障害者相談
 - (3) 成年後見制度利用支援事業
- 2 川内市の例により合併時まで調整し、新市と同時に施行する。
 - (1) 障害者保健指導
 - (2) 手話奉仕員派遣
 - (3) 手話奉仕員養成事業
 - (4) 身体障害者自動車運転免許取得費助成
 - (5) 身体障害者用自動車改造費助成
 - (6) 点字、声の広報等発行事業
 - (7) 障害児デイサービス事業
 - (8) 朗読奉仕員養成事業
- 3 合併時に、新たに制度等を制定する。
 - (1) 福祉巡回バス運行事業
 - (2) 福祉タクシー助成事業
- 4 新市に移行後、速やかに調整する。
 - (1) 障害者団体の育成
- 5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
 - (1) 身体障害者スポーツ大会
 - (2) 心身障害者の集い

23 - 11 高齢者福祉事業

高齢者福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は、引き続き推進するものとし、一つの団体のみ実施している事業については、従来の実績を考慮して制度の目的が効果的に機能するように調整する。

個別調整方針案については、次のとおりとする。

- 1 現行のまま新市へ引き継ぐ。
 - (1) 老人保護措置事業
 - (2) シルバー人材センター事業
 - (3) 在宅介護訪問指導
 - (4) さざらし会館管理運営事務
- 2 川内市の例により合併時まで調整し、新市と同時に施行する。
 - (1) 老人クラブ活動補助
 - (2) 地域ケア推進事業

3 入来町の例により合併時まで調整し、新市と同時に施行する。

(1) 移送費助成事業

4 合併時に、新たに制度等を制定する。

(1) ホームヘルプサービス事業

(2) 生きがいデイサービス事業

(3) ねたきり老人介護手当支給事業

(4) 高齢者生活福祉センター運営委託事業

(5) 高齢者福祉施設管理

(6) 敬老事業

(7) 住宅改造費助成事業

(8) 高齢者はり・きゅう・マッサージ等施術料助成事業

(9) 寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業

5 新市に移行後、速やかに調整する。

(1) 高齢者拠点及びサービス

(2) 独居老人声かけ事業

(3) 高齢者ふれあいサロン事業

6 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

(1) 生きがい活動支援通所事業(事業運営)

(2) いきいき100歳の店運営事業

(3) 配食サービス

(4) 老人健康教育事業

(5) 緊急通報システム

7 廃止の方向で調整する。

(1) 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

(2) 金婚式

(3) 独居老人給食サービス事業

(4) 福祉機器・用具の貸し出し

23 - 12 児童福祉事業

1 出生祝金は、全市での実施は財政的に厳しいため、廃止の方向で調整する。

2 公立保育所・保育園運営事業は、地域によって保育料に偏りがあり、合併時に、新たな制度等を制定する。

3 児童館は、合併時に、新たな制度等を制定する。

4 放課後児童クラブは、市町によって補助金の上乗せや委託に差異があり、早急な調整は困難であるため、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

5 保育協議会補助は、補助金の規定根拠を明確にするため、新市に移行後、速やかに調整する。

6 保育園入・退所事務は、保育料の基準が異なっており、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

- 7 乳幼児健康支援一時預かり事業は、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 8 児童虐待防止協議会運営事業は、1市のみの実施であるが関係機関の見直しが必要であり、新市に移行後、速やかに調整する。
- 9 チャイルドシート一部助成等事業は、貸与・一部助成など実施の方法が異なっており、合併時に、新たに制度等を制定する。
- 10 遺児及び父子手当給付事業は、補助金・対象者の基準が異なるため、合併時に新たに制度等を制定する。
- 11 育児手当は、児童手当と類似しているため、合併時に、新たに制度等を制定する。
- 12 認可外保育施設運営補助金は、合併時に、川内市の例により調整する。
- 13 乳幼児医療費助成金は、合併時に、新たに制度等を制定する。

保育料については、国の徴収基準額を基に算定されていますが、地域によって少子化対策等を考慮した市町村の単独補助があり、格差が生じているため、新市に移行後も当分の間は現行のとおりとし、激変緩和措置として3年後を目処に保育料の統一を図ることとしています。

23 - 13 生活保護事業

生活保護事業については、国の制度であり、合併までに川内市の例により調整し、新市において実施する。

23 - 14 その他福祉事業

- 1 民生委員・児童委員協議会事務局は、今後の事務局のあり方等について調整を要するため、新市に移行後、速やかに調整する。
- 2 日本赤十字社関係は、社会福祉協議会や婦人会が実施しており、廃止の方向で調整する。
- 3 社会福祉協議会委託は、委託業務等の内容が異なっており、合併時に、新たな制度等を制定する。
- 4 民生委員推薦会は、推薦委員の選出方法等が異なっており、合併時に新たな制度等を制定する。
- 5 樋脇町民生委員記念林造成管理計画は、廃止の方向で調整する。
- 6 災害弔慰金・災害障害見舞金支給は、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 7 災害援護資金貸付は、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 8 災害見舞金支給は、支給額や支給要件に差異があることから、合併時に、新たに制度等を制定する。
- 9 被災者生活再建支援金支給は、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 10 戦没者追悼式は、主催者や開催時期が異なっており、新市に移行後、速やかに調整する。
- 11 行旅困窮者の法外援助は、現行のまま新市に引き継ぐ。

23 - 15 農林水産関係事業

1 農政関係事業

- (1) 地域農業マスタープラン及び農業振興助成制度（融資関係市町村単独）については、新市に移行後、速やかに調整する。
- (2) 農業公社設立準備事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (3) 研修センター及び特産品加工センターの管理については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- (4) 市町民農園（ふれあい農園）については、現在利用者が借りている農地については現行のまま新市に引き継ぐこととし、管理運営については新市に移行後、速やかに調整する。

農地流動化や新規就農者等の育成、農作業の受委託事業等を総合的に実施・支援する農業公社については、平成17年度設立に向けて引き続き、施設整備や運営手法等の調査研究を推進します。

2 畜産関係事業

- (1) 生産総合対策事業（畜産ハード 畜産経営活性化事業）については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (2) 大家畜経営活性化資金利子補給事業及び大家畜経営改善支援資金並びに大家畜経営維持資金については、新市に移行後速やかに調整する。ただし、債務負担行為にて既に実施されているものについては、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (3) 肉用牛特別導入事業及び肥育素牛導入事業並びに優良牛雌牛貸付事業については、合併時に新たに制度等を制定する。
- (4) 肉用牛付加価値利用貸付事業及び営農改善家畜貸付事業については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- (5) 特定離島ふるさとおこし推進事業（県有牛導入事業）については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (6) 家畜運営診療所及び管理事業については、合併時に、新たに制度等を制定する。
- (7) 共同利用畜舎管理事業については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- (8) 山羊研究所飼育事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。

従来からある各市町村の畜産振興対策事業等は、新市においても引き続き実施することとし、各制度の充実を図りながら畜産農家の経営安定に努めます。

3 林業関係事業

- (1) 市町村森林整備計画については、新市に移行後、速やかに調整する。
- (2) 県費単独補助治山事業、鳥獣飼養許可、林業施設整備及び林業振興推進協議会については、合併時に、新たに制度等を制定する。
- (3) 火入れ許可については、新市に移行後、速やかに調整する。

豊かな森林資源を確保するため、計画的な森林整備に努め、引き続き林道網等の整備拡充に努めます。

4 農業土木関係事業

- (1) 農業農村整備管理計画については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (2) 農道等に関する使用（占有）許可、農道等に関する境界協定申請処理及び農道・水路・法定外公共物・里道に関する境界協定申請処理については、合併時に、新たに制度等を制定する。
- (3) 土地改良関係負担金については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (4) 土地改良事業分担金徴収については、合併時に、新たに制度等を制定する。
- (5) 土地改良区の育成については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- (6) 土地改良区の合併については、将来統合するよう調整に努める。
- (7) 農村公園維持管理については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- (8) 生態系保存資料館「アクアタイム」の管理運営については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (9) 県単独農業農村整備事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (10) 市町村単独農業農村整備事業については、新市に移行後速やかに調整する。
- (11) 農地農業用施設災害復旧事業及び市町村単独農地農業用施設災害復旧事業並びに特別災害復旧事業については、合併時に新たに制度等を制定する。

農道等の整備を計画的に進め、農業集落の環境整備に努めながら、農業基盤整備を推進します。

5 水産関係事業

- (1) 漁港及び漁港に付随する公園等の管理については、新市に移行後、速やかに調整する。
- (2) 漁港占有許可及び漁港使用料徴収制度については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (3) 水産物地方卸売市場については、現行のまま新市に引き継ぐ。移転計画は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- (4) 水産関係施設の管理については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (5) 水産観光促進奨励金制度については、4村を対象にし、合併時に、上甕村の例により調整する。
- (6) 信用事業譲渡に伴う損失補償及び利子補給については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (7) 漁船建造資金利子補助制度については、4村を対象にし、漁業者に対する補助制度とし、合併時に、新たに制度等を制定する。

つくり育てる漁業や水産業の担い手育成・確保を引き続き推進し、水産加工の高度化や地産地消の流通体系の強化に努めます。

23 - 16 商工・観光関係事業

- 1 商工業振興事業については、新市に移行後も継続して実施する。各商工団体の組織及び運営については、新市に移行後、効果的な活動ができるよう組織体制の確立を推進する。
- 2 ふるさと大使に関することについては、現行のまま新市に引き継ぐこととし、新市において調整する。
- 3 企業誘致助成措置に関することについては、合併時に、新たに制度等を制定する。
- 4 観光イベント事業については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- 5 観光施設の管理運営については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- 6 観光船の管理運営については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- 7 観光協会の組織及び運営については、新市に移行後、効果的な活動ができるよう組織体制の確立を推進する。
- 8 川内ウォータークィーン・キングについては、新市に移行後、速やかに調整する。
- 9 観光関係団体の組織及び運営については、新市に移行後、効果的な活動ができるよう組織体制の確立を推進する。
- 10 宿泊施設については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、宿泊施設の統合検討委員会、運営協議会の設置については、合併時に、新たに制度等を制定する。

商工業団体と連携しながら、市街地活性化や地域商店街の経営基盤強化に努め、商工業の振興に努めます。

地場産業の育成を図りながら、企業の育成・誘致の推進に努めます。

新市の恵まれた地域資源を有効に活用し、観光ルートのネットワーク形成を進め、観光客が気軽に宿泊できる施設の充実や観光情報の効果的な提供等で観光の振興に努めます。

23 - 17 建設関係事業

- 1 市町村道については、現行のまま新市に引き継ぎ、市道の認定基準については、合併時に、川内市の例により調整する。
- 2 公営住宅については、現行のまま新市に引き継ぎ、今後の建設計画については、新市に移行後、速やかに調整する。
- 3 都市計画区域や地域地区、都市施設等の都市計画については、現行のまま新市に引き継ぎ、都市計画審議会については、新市において新たに設置する。
- 4 都市計画マスタープランについては、県が定める都市計画区域マスタープランは、現行のまま新市に引き継ぎ、市町村マスタープランは、新市に移行後、速やかに調整する。
- 5 土地区画整理事業の今後の調査・計画等については、新市に移行後、速やかに調整する。

23 - 18 上・下水道事業

1 水道事業

- (1) 上水道事業・簡易水道事業については、現行のまま新市に引き継ぎ、会計については、新市に移行後3年以内を目処に、随時調整し、企業債については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (2) 水道料金及び検針
 - ① 上水道と簡易水道の料金については、合併後3年以内の早い時期に統一できるよう調整し、料金体系については、「口径別」とする。
 - ② 検針については、合併と同時に統一し、委託料、検針人は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、3年を目処に随時調整する。
 - ③ メーター使用料については、廃止の方向で調整することとし、業務内容は、現行のまま新市に引き継ぐ。

【上水道・簡易水道料金の現況】

(単位：円)

	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村
基本料金	600	1,550	1,120	980	720	600	500	930	600
従量(超過)料金	1,600	1,500	1,100	2,200	1,200	2,040	2,040	1,500	2,020
メーター使用料							80	100	80
合計(消費税込)	2,200	3,200	2,330	3,180	2,015	2,770	2,747	2,530	2,830

※条件：一般家庭でメーター器の口径13mm、月20m³使用した時

上水道・簡易水道料金については、構成する市町村で料金に格差があります。そのため料金統一については、収支バランス等考慮しながら新市に移行後3年以内の早い時期に統一できるよう調整します。

(3) 加入負担金及び手数料

- ① 新規加入負担金の負担金額については、新市移行後も当分の間現行のとおりとし、3年以内を目処に随時調整する。
 - ② 給水装置工事事業者指定手数料、設計審査手数料、各種証明手数料、督促手数料、については、合併時に、新たな制度等を制定する。
 - ③ 給水装置工事検査手数料は、合併時に、川内市の例により調整する。
 - ④ 開栓休栓手数料、量水器機能試験手数料、消防演習手数料、工事設計手数料、メーター取り付け及び撤去手数料、無許可給水装置工事検査手数料については、廃止する。
- (4) 事業及び財政計画(上水・簡水)については、新市に移行後1年以内を目処に調整し、事業認可の内容、調整及び拡張・整備計画(設計計画)については、現行のまま新市に引き継ぐ。
 - (5) 船舶給水については、現行のまま新市に引き継ぐ。
 - (6) サービスセンター事務(管理)については、新市に移行後1年以内に調整する。
 - (7) 水道事業運営審議会については、新市に移行後1年以内に調整する。
 - (8) 工業用水道については、現行のまま新市に引き継ぐ。

2 下水道事業

- (1) 下水道使用料については、当分の間現行のとおりとし、新市において料金統一の基本方針を定め、従量制による料金体系を構築する。
- (2) 負担金等事務
 - ① 負担金額及び取扱いに格差があるため、各市町村の現事業が終了するまで現行どおりとし、新市において新事業の計画と共に調整する。
 - ② 納付方法については、下水道事業負担金及び農業集落排水事業の負担金額及び納付方法が類似しているので、合併までに統一する方向で調整する。
 - ③ 口座振替については、電算システムの統合と調整しながら平成17年4月から口座振替ができるように調整する。
 - ④ 猶予基準・減免基準については、合併までに統一する。
- (3) 下水道整備計画と認可及び財政計画
 - ① 下水道整備事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。
 - ② 下水道事業の計画と認可については、現行のまま新市に引き継ぐ。
 - ③ 事業及び財政計画の事務事業は、現行のまま新市に引き継ぎ、入来町の大馬越地区及び入来中部地区農業集落排水処理施設維持管理組合は、借入の償還が終了するまで存続させる方向で調整する。

3 温泉事業

- (1) 温泉事業については、新市に移行後、会計、経理を一本化し、新たに制度を制定する。
- (2) 検針及び料金
 - ① 検針については、合併時に、樋脇町の例により調整する。
 - ② 公衆浴場料金については、新市に移行後統一した料金とする。
 - ③ 分湯分については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、3年以内を目処に調整する。
 - ④ 賦課徴収については、合併時に、新たな制度等を制定する。
- (3) 量水器については、合併時に、樋脇町の例により調整する。
- (4) 工事負担金及び検査
 - ① 工事負担金については、現行のまま新市に引き継ぐ。
 - ② 工事検査については、合併時に、新たな制度等を制定する。
- (5) 公衆浴場維持管理については、合併時に、新たな制度等を制定する。
- (6) 温泉施設開発については、新市に移行後1年以内に調整する。
- (7) 給湯開始・休止については、新市に移行後1年以内に調整する。
- (8) 温泉審議会については、新市に移行後1年以内に調整する。

23 - 19 学校教育事業

- 1 関係市町村内にある小学校、中学校及び幼稚園の設置及び廃止については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 2 通学区域については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- 3 遠距離通学費助成、通学バス運行業務及び特認校制度については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- 4 学校給食については、次のとおりとする。
 - (1) 学校給食施設については、現行のまま新市に引き継ぐ。
 - (2) 給食会計については、合併時に私会計に統一する。
 - (3) 給食費、食材の購入方法及び給食の配送については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

学校給食は、樋脇町と入来町が、町の会計から学校給食会による私会計に移行します。運営内容（給食費の額や集金方法・献立等）については、変更ありません。

- 5 幼稚園については、次のとおりとする。
 - (1) 入園料
川内市は当分の間現行のとおりとし、その他の町村は東郷町の例により合併時に調整する。その後、随時調整する。
 - (2) 幼稚園使用料
新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
 - (3) 就園援助
合併時に川内市の例により調整する。
 - (4) 保育
定員、学級数、受け入れ年齢、保育時間及び預かり保育の実施は、当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

【幼稚園入園料及び使用料の現況】

(単位：円)

	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甑村	下甑村	鹿島村
入園料	11,000	500		1,000	500				
使用料	5,900	4,000	2,000	3,000	3,000	4,000	2,000	3,000	2,000

幼稚園の入園料については、合併時に川内市以外の町村は 1,000 円に統一されます。その後平成 18 年度までは据え置き、平成 19 年度以降、園児数の推移や新市の少子化対策を踏まえ、さらに私立幼稚園・保育所の経営にも配慮の上適正な入園料を設定して、段階的に調整していく予定です。

また、幼稚園使用料については、合併時の在園者が卒園する平成 18 年度までは現行のまま据え置き、平成 19 年度以降、入園料と同様段階的に調整していきます。

- 6 要保護・準要保護児童生徒の就学援助については、平成17年度当初を目処に調整する。
- 7 奨学金支給事業については、平成17年度当初を目処に新たに制度等を制定する。
なお、現在支給を受けている生徒・学生及び平成16年度中に支給対象者となるものについては現行のとおりとする。

23 - 20 コミュニティ施策

- 1 地区コミュニティ協議会の設立及び活動にあたっては、積極的に支援を行う。
- 2 市民への文書配布等については業務委託とし、新市に移行後速やかに調整する。
- 3 行政嘱託員・連絡員については、新市に移行後速やかに調整する。
- 4 地区・校区公民館及び集会所の維持管理については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- 5 基礎自治集会所の維持管理については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、地元の基礎自治会等へ管理を委託する方向で随時調整する。
- 6 NPO及びボランティア活動に関することについては、基本的な活動方針を含め新市移行後、速やかに調整する。

地区コミュニティ協議会が行なう事業内容

- (1) 地区における部会を中心とした事業活動
- (2) 地区の総合的施策の研究検討
- (3) 地区振興計画策定
- (4) 講師等を招いての地域振興策の研究・検討
- (5) 地区の広聴広報活動
- (6) 地区コミュニティセンター（コミセン）の維持管理
- (7) 社会教育講座の実施

新市のまちづくりに住民自治組織である自治会や地区コミュニティ協議会と協働して取り組みます。

住民自治組織の拠点である集会所や公民館の維持管理を支援します。

ボランティア活動についても積極的に支援します。

地区コミュニティ協議会のイメージは、資料59ページをご参照ください。

旧市町村における各自治会や校区への補助金については、総合的に調整されます。

23 - 21 社会教育事業

- 1 社会教育
 - (1) 生涯学習推進体制については、合併時に川内市の例により調整する。
 - (2) 図書館・図書室については、現在の川内市立図書館を中央図書館とし、各町村ごとに分館を設置する。その運営については、新市に移行後、随時調整する。
 - (3) 成人式については、新市主催の成人式を川内市の例により実施する。また、各地域の祝賀会等についても、実施主体等を調整の上、地域の実情により実施する。

2 文化振興

- (1) 文化財の保護・活用・伝承については、当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- (2) 史跡等整備・保護業務については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (3) 文化活動等については、新市に移行後、速やかに調整する。
- (4) 入来町伝統的建造物群保存地区保存審議会及び保護業務については、現行のまま新市に引き継ぐ。

3 スポーツ振興

- (1) 市町村民運動会については、合併後の実施の意向を調査の上、各地域ごとに調整する。
- (2) 総合型地域スポーツクラブについては、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- (3) 各種スポーツ大会等については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、実施主体については見直し、新市に移行後速やかに調整する。

4 教育振興施設

教育振興施設の維持運営管理業務については、許可申請手続や、減免基準の統一等、合併時に新たに制度等を制定する。

社会教育については現在の活動を継続し、各支所の生涯学習センター（現在の中央公民館等）及び各地区のコミュニティセンターを拠点に、さらにその充実を図ります。

23 - 22 情報公開制度

- 1 情報公開制度については、未制定の団体もあるため、川内市の制度を基本に合併時に制定する。
- 2 市町村長の資産等の公開に関する条例については、全ての市町村同じ制度のため、現行のまま新市に引き継ぐ。

23 - 23 その他事業

23 - 23(1) 選挙事務関係

- 1 投票区については、当分の間現行のとおりとし、新市において調整する。
- 2 開票区、投票時間、不在者投票（期日前投票）事務並びに不在者投票（期日前投票）時間については、合併時に調整することとし、不在者投票（期日前投票）所については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 3 ポスター掲示場については、設置場所の検討を行い、新市に移行後速やかに調整する。

新市における選挙の実施状況については、次のとおりとなります。

選挙区：1選挙区（市議会議員の1回目の選挙は9選挙区）

投票所：これまでと変わりません。（93ヶ所）

開票所：1ヶ所（市議会議員の1回目の選挙は9ヶ所）

* 県選挙管理委員会が特別の事情があると認める場合は、開票所を複数設置することも可能です。今後、協議を行うこととしています。

不在者投票所（期日前投票所）：これまでと変わりません。（9ヶ所）
※平成15年12月1日に公職選挙法の一部改正が行われ不在者投票事務等が変更になりました。これらの改正については、今後各市町村の広報等でお知らせします。

23 - 23(2) 個人情報保護制度

電子計算組織に係る個人情報保護条例については、未制定の団体もあるため、合併時に川内市の制度を基本に制定する。

また、マニュアル処理まで含む包括的個人情報保護条例については、未制定のため、新市において調整する。

23 - 23(3) 地籍調査事業

地籍調査事業については、新市で引き続き実施することとし、地籍調査完了に伴う成果等については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。

23 - 23(4) 会計事務関係

指定金融機関等については、9市町村の指定金融機関等の中から合併までに定める。

公金出納事務の効率化を図るとともに、住民の利便性に配慮し、窓口事務サービスが低下しないように努めます。

23 - 23(5) 契約事務関係

工事等入札指名事務及び入札事務は、川内市の例を基本に調整する。

ただし、入札参加資格の取扱いについては、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

入札参加資格の取扱いは、旧市町村それぞれ異なっていることから、当分の間、地域性を踏まえた移行措置をとります。

23 - 23(6) 企画関係

1 総合計画策定について

(1) 総合計画「基本構想」については、旧市町村の総合計画を考慮した新市まちづくり計画における「まちづくりの基本方針」の承継を図り、新市に移行後、速やかに策定する。

(2) 総合計画「基本計画」については、新市まちづくり計画に基づき策定する。この策定までの間は、新市まちづくり計画基本計画により行政運営を行う。なお、「基本計画」策定に当たり、各地区コミュニティ協議会の地区振興計画を参考にする。

(3) 総合計画「実施計画」（3ヶ年計画）については、新市まちづくり計画を基に暫定的な計画を新市に移行後、速やかに策定する。

2 定住促進に関することについて

新市に移行後、速やかに調整する。

新市まちづくり計画に基づき、新市全域の均衡ある発展に努めます。

参 考 资 料

新市組織(案) 組織(案)は、条例・例規を整えられるまで調整・変更される場合があります。係名の長い係は、名称を再検討する場合があります。

市長	助役	<本庁>			
	総務部	総務課	総務係	人事給与係	研修厚生係
		秘書室	秘書係		
		東京事務所			
		文書法制課	文書係	法制係	
		防災交通課	防災係	交通安全係	
		財務課	財務係	管財係	契約係
		税務課	税制係	市民税係	土地係
		収納課	収納1係	収納2係	家屋係
	支所(8)	企画政策部	政策係	特定計画係	観光振興係
		企業立地推進室	企業立地係		男女共同参画係
		行政改革推進課	行政評価係	合併調整係	国際交流係
		コミュニティ課	コミュニティ係	広聴広報係	
		情報政策課	地域情報係	行政情報係	
	市民福祉部	市民課	市民生活係	戸籍係	住民係
	福祉事務所	福祉課	福祉係	援護係	児童福祉係
		川内保育園	管理係		
		高齢・障害福祉課	高齢者福祉係	身障福祉係	障害福祉係
		養護老人施設和光園	管理係		
		市民健康課	健康指導係	地域医療係	
		(川内保健センター)			
		環境課	環境保全係	原子力安全対策係	環境衛生係
		川内環境センター	管理係	業務係	廃棄物対策係
		川内クリセンター	施設管理係		環境施設整備係
		国保介護課	国保給付係	老人給付係	介護調査認定係
				介護給付係	介護予防係
	産業経済部	農政畜産課	農業振興係	経営指導係	畜産振興係
		耕地課	基盤整備係	施設維持係	
		林務水産課	林業振興係	水産振興係	
		商工振興課	商工業振興係	交通運輸係	
		観光課	観光振興係	観光施設係	
	建設部	建設調整課	建設調整係		
		建設整備課	道路橋梁係	河川港湾公園係	係名の長い係については名称を再検討する
		建設維持課	管理係	道路橋梁維持係	河川港湾公園維持係
		都市計画課	都市計画係	区画整理係	
		天辰区画整理事務所	天辰地区係		
		建築住宅課	住宅管理係	建築係	
		用地課	用地登記係	地籍調査係	
	工事検査監	工事検査係			
	消防局	総務課	企画人事係	管理係	施設設備係
		消防課	第1通信指令係	第2通信指令係	警防係
		予防課	予防調査係	危険物係	救急救助係
		消防団課	消防団係		
		中央署	予防係	第1部隊	第2部隊
		南部分署	第1部隊	第2部隊	
		上飯分駐所			
		下飯分駐所			
		西部署	第1部隊	第2部隊	
		東部署	第1部隊	第2部隊	
		祁答院分署	第1部隊	第2部隊	
収入役	会計課	会計課	出納係	審査係	
教育長	教育部	教育総務課	総務係	施設管理係	
		学校教育課	指導係	学事係	保健体育係
		小・中学校、幼稚園			
		学校給食課	管理係	給食係	
		(給食センター)			
		生涯学習課	生涯学習係	社会教育係	
		(生涯学習センター)			
		図書館・視聴覚ライブラリー	図書館係		
		少年自然の家	管理係	研修指導係	
		文化振興課	文化振興係	文化財係	
		歴史資料館・文学館	学芸係		
		スポーツ振興課	管理係	スポーツ振興係	健康スポーツ係
上下水道	水道局	管理課	管理係	業務係	
事業管理者		上水道課	給水係	施設係	
		下水道課	排水係	処理係	
交通事業管理者					
市議会	事務局	議事調査課	管理係	議事係	調査係
		選挙管理委員会	選挙係		
		公平委員会			
		監査委員会			
		農業委員会			
		固定資産評価審査委員会			
		事務局	第1監査係	第2監査係	
		事務局	農政係	農地係	農業者年金係

< 榑腦支所 >		< 入来支所 >		< 東郷支所 >		< 祁答院支所 >	
地域振興課	調整係	地域振興課	調整係	地域振興課	調整係	地域振興課	調整係
	管財係		管財係		管財係		管財係
	税務係		税務係		税務係		税務係
	地域振興係		地域振興係		地域振興係		地域振興係
	市比野出張所						
市民福祉課	市民係	市民福祉課	市民係(入来会館)	市民福祉課	市民係	市民福祉課	市民係
	福祉係		福祉係		福祉係		福祉係
	健康推進係(榑腦保健センター)		健康推進係(入来保健センター)		健康推進係(東郷保健センター)		健康推進係(祁答院保健センター)
	環境係		環境係		環境係		環境係
	保険係		保険係		保険係		保険係
産業課	農政畜産係	産業課	農政畜産係	産業課	農政畜産係	産業課	農政畜産係
	耕地林務係		耕地林務係		耕地林務係		耕地林務係
	商工観光係		商工観光係		商工観光係		商工観光係
建設課	建設係	建設課	建設住宅係	建設課	建設住宅係	建設課	建設住宅係
	建築住宅係		用地係		用地係		用地係
	用地係		地籍調査係		地籍調査係		地籍調査係
			入来区画整理事務所				
			温泉場地区係				
会計課分室-会計係		会計課分室-会計係		会計課分室-会計係		会計課分室-会計係	
教育総務課	教育総務係	教育総務課	教育総務係	教育総務課	教育総務係	教育総務課	教育総務係
	小・中学校、幼稚園		小・中学校、幼稚園		小・中学校、幼稚園		小・中学校、幼稚園
	給食センター(学校給食係)		給食センター(学校給食係)		給食センター(学校給食係)		給食センター(学校給食係)
学校教育課		学校教育課		学校教育課		学校教育課	
生涯学習課	社会教育係	生涯学習課	社会教育係	生涯学習課	社会教育係	生涯学習課	社会教育係
	健康スポーツ係		健康スポーツ係		健康スポーツ係		健康スポーツ係
			入来郷地区伝建係				
水道課	水道係	上下水道課	上下水道係	水道課	水道係	上下水道課	上下水道係
	温泉係		温泉係				
			工業用水係				
< 里支所 >		< 上飯支所 >		< 下飯支所 >		< 鹿島支所 >	
地域振興課	調整係	地域振興課	調整係	地域振興課	調整係	地域振興課	調整係
	管財係		管財係		管財係		管財係
	税務係		税務係		税務係		税務係
	地域振興係		地域振興係		地域振興係		地域振興係
市民福祉課	市民係	市民福祉課	市民係	市民福祉課	市民係	市民福祉課	市民係
	福祉係		福祉係		福祉係		福祉係
	健康推進係		健康推進係(上飯保健センター)		健康推進係(下飯保健センター)		健康推進係
	環境係		環境係(上飯島クリンセンター)		環境係(下飯クリンセンター)		環境係(鹿島クリンセンター)
	保険係		保険係		保険係		保険係
	里診療所		鹿島中央診療所		手打診療所		鹿島診療所
			(介護サービス事業所)		長浜診療所		
					下飯歯科診療所		
					養護老人施設敬老園		
					(介護サービス事業所敬老園)		
産業課	農林係	産業課	農林係	産業課	農林係	産業課	農林係
	水産振興係		水産振興係		水産振興係		水産振興係
	商工観光係		商工観光係(かのこ)		商工観光係		商工観光係
建設水道課	建設用地係	建設水道課	建設用地係	建設水道課	建設用地係	建設水道課	建設用地係
	建築住宅係		建築住宅係		建築住宅係		建築住宅係
	水道係		上下水道係		上下水道係		上下水道係
会計課分室-会計係		会計課分室-会計係		会計課分室-会計係		会計課分室-会計係	
教育課	教育総務係	教育課	教育総務係	教育課	教育総務係	教育課	教育総務係
	社会教育係		社会教育係		社会教育係		社会教育係
	小・中学校、幼稚園		小・中学校、幼稚園		小・中学校、幼稚園		小・中学校、幼稚園
	給食センター		給食センター		給食センター		給食センター
			学校教育課		学校教育課		学校教育課
			上飯バス事業所		下飯バス事業所		

新市消防団組織図(案)

